

# 社会福祉法人福岡市社会福祉協議会 職員募集案内

令和8年5月  
社会福祉法人福岡市社会福祉協議会

## (概要)

社会福祉協議会は、地域の様々な社会福祉関係者によって構成され、社会福祉法第109条・110条に位置付けられた「地域福祉の推進」を目的とした公共性・公益性の高い団体で、全国、都道府県・指定都市、市区町村に設置されています。

福岡市社会福祉協議会は昭和26年12月に設置され、各区の社会福祉協議会とともに、行政や住民組織、民生委員児童委員協議会を始めとした福祉関係団体やボランティアの皆様と連携しながら、誰もが安心して暮らせる福祉のまちの実現のため、さまざまな事業を行っています。

【受付期間】 令和8年5月7日(木)～令和8年6月5日(金)

## 【採用試験日】

(一次試験) 令和8年6月28日(日) ※書類審査合格者のみ

(最終試験) 令和8年7月25日(土) ※一次試験合格者のみ

【採用予定日】 令和8年10月1日(木) または 令和9年4月1日(木)

(ただし、原則6ヶ月間は試用期間)

## 【募集区分、採用予定人員及び職務の概要】

募集区分	採用予定人員	職務の概要
正職員 (総合職)	若干名	市社会福祉協議会本部又は区社会福祉協議会等において、主に地域福祉の推進、ボランティアの育成・支援、社会福祉関係団体等との連絡調整、個別支援等の業務に従事する。

(応募書類については、当採用に関連する業務に限って利用いたします。)

## 受験資格

【注】複数の枠の条件を満たす場合は、より後の枠を選択して受験してください。

### A：一般枠

次のいずれにも該当する人

- (1) 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
- (2) 大学卒業程度の学力を有する人
- (3) 普通自動車運転免許を持っている人で、運転が可能な人

### B：有資格者枠（社会福祉士、精神保健福祉士）

次のいずれにも該当する人

- (1) 昭和62年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
- (2) 大学卒業程度の学力を有する人
- (3) 普通自動車運転免許を持っている人で、運転が可能な人
- (4) 社会福祉士か精神保健福祉士の資格を有している人（採用までの取得見込みを含む）

### C：有資格者枠（保健師、主任介護支援専門員）

次のいずれにも該当する人

- (1) 昭和42年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人
- (2) 大学卒業程度の学力を有する人
- (3) 普通自動車運転免許を持っている人で、運転が可能な人
- (4) 次の①～⑤のいずれかに該当する人（採用までの取得見込みを含む）
  - ①保健師の資格を有する人
  - ②主任介護支援専門員の資格を有する人
  - ③地域ケア、地域保健等に関する経験のある看護師（准看護師含まない）であって、高齢者に関する公衆衛生業務経験を1年以上有する人
  - ④「ケアマネジメントリーダー研修」を修了し、介護支援専門員としての実務経験を有する人
  - ⑤福岡県が実施する介護支援専門員専門研修課程Ⅰ及びⅡ（同等の更新研修を含む）を修了している人

ただし、次のいずれかに該当する人は受験できません。

- ① 拘禁刑以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの人
- ② 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した人

## 受験手続

### ◆ 提出書類

- ① 職員採用試験受験申込書  
所定の様式に必ず自筆で記入すること。最近3ヶ月以内撮影の写真（カラー）貼付。
- ② 自己アピール文  
所定の様式に必ず自筆で記入すること。（1枚以内）
- ③ 返信用封筒1枚（書類審査結果等の通知に使用）  
定型・長3封筒（縦235<sup>ミリ</sup>×横120<sup>ミリ</sup>）に110円分の切手を貼り、宛名に受験者本人の氏名と通知先の住所・郵便番号を記載すること。

### ◆ 申込みの受付（郵送または持参）

【受付場所】福岡市社会福祉協議会 総務課（福岡市市民福祉プラザ4階）

【受付期間】令和8年5月7日（木）～令和8年6月5日（金）17：30 **必着**

※ 窓口を持参する場合の受付時間は、9：00～17：30です。土・日・祝日は受け付けません。

- ※ 受験申込書を入れた封筒の表に「受験申込」と朱書きしてください。
- ※ 申込書には、免許・資格の名称、取得年月日を記入してください。  
(社会福祉士、精神保健福祉士、保健師、主任介護支援専門員の資格があれば必ず記入すること)
- ※ 提出書類や記入に不備がある場合は、申込みを受け付けません。
- ※ 提出された申込書類の返却を希望する場合は、返信用封筒（140円切手貼付・A4サイズが入るもの）を同封し、封筒の右下に「返却希望」とご記入ください。  
(最終合格者は返却できません。)

## 書類審査

- ◆ **内容** 提出書類による審査を行います。
- ◆ **発表** 令和8年6月12日(金)付文書で、返信用封筒にて書類審査の合否を通知します。

※新型コロナウイルス等の感染症の感染拡大状況によっては、試験の日程や会場等を変更する場合があります。変更する場合は、文書または本会ホームページ上でお知らせいたしますので、随時、ご確認くださいませようお願いします。

## 筆記試験、面接試験等

### (1) 一次試験

- ◆ **日時** 令和8年6月28日(日)
- ◆ **会場** 福岡市市民福祉プラザ内(中央区荒戸3-3-39)
- ◆ **内容** 個別面接試験、論文試験、適性検査
- ◆ **発表** 令和8年7月10日(金)付で、本会ホームページに合格者の受験番号を掲示します(夕方頃)。また、試験受験者全員に文書でも通知します。

### (2) 最終試験

- ◆ **日時** 令和8年7月25日(土)
- ◆ **会場** 福岡市市民福祉プラザ内(中央区荒戸3-3-39)
- ◆ **内容** 個別面接試験
- ◆ **発表** 令和8年8月5日(水)付で、本会ホームページに合格者の受験番号を掲示します(夕方頃)。また、試験受験者全員に文書でも通知します。

障がい等により試験方法に配慮が必要な場合は、事前にご相談ください。

## 勤務条件

- ◆ **給与等** 初任給 大学卒の場合 約232,760円(給料月額)
  - ※ 正式採用時に本会採用前の職歴及び試用期間中の勤務成績に基づき職歴換算を行います。(最大7年まで。1年未満の雇用期間、週の所定労働時間が通常の職員の2/3未満の雇用期間は除く。)
  - ⇒最大で前職歴換算した場合、約265,760円。  
(前職歴の区分・業務内容や、試用期間中の勤務成績により換算割合は異なります。)
  - ※ 諸手当あり(扶養手当、住居手当、通勤手当、期末勤勉手当)。
  - ※ 健康保険、厚生年金、退職金等の制度あり。
- ◆ **勤務時間** 8:45から17:30まで(勤務箇所によって異なる場合あり)
- ◆ **休日** 土・日・祝日、年末年始(勤務箇所によって異なる場合あり)
  - ※ 年次有給休暇、特別有給休暇、育児休業、介護休業等の制度あり。
  - ※ 業務の都合により土・日・祝日勤務や時間外勤務を命ずる場合があります。

## 【申込書提出・問合せ先】

- ◆ 住所 〒810-0062  
福岡市中央区荒戸3丁目3番39号 福岡市市民福祉プラザ 4階  
福岡市社会福祉協議会 総務課
- ◆ 電話 092(751)1121(代)
- ◆ ファクス 092(751)1509
- ◆ アクセス [西鉄バス] 福大若葉高校前バス停すぐ、黒門バス停より徒歩5分  
[市営地下鉄] 唐人町駅(4番出口)より徒歩7分



### ～福岡市社会福祉協議会が取り組む主な事業～

- 孤独・孤立のない社会の実現に向けた取り組み
  - ・ 平常時の見守りと災害時の避難支援との連動（ふれあいネットワーク活動）の支援
  - ・ 地域の居場所づくりの強化（ふれあいサロン、地域カフェなど）
  - ・ 地域ごとの課題や特性に応じた地域活動の展開（校区福祉のまちづくりプラン策定の推進）
  - ・ 公民館、福祉施設・事業所、企業、大学、NPOなど多様な主体との連携・協働の推進 など
- 高齢・障がい・貧困等で「住まいを確保できない人」をなくすための取り組み
  - ・ 住まいサポートふくおか ・ 居住支援法人 ・ 社会貢献型空家バンク など
- すべての子どもが食事や教育、愛情などの「人生で大切なもの」を諦めることをなくすための取り組み
  - ・ 子ども食堂の支援 ・ 子どもが安心して交流や学習ができる居場所づくりの支援
  - ・ 子どもの居場所づくり等にかかる支援者のネットワークづくり など
- 災害時の避難困難者の「安心」と被災者の「早期通常生活復帰」の実現に向けた取り組み
  - ・ 多様な主体との連携（災害ボランティア団体等の登録）
  - ・ 災害ボランティアセンターの運営、災害ボランティアセンターへの職員派遣 など
- 本人が望む「最期までの生き方と逝き方」の実現に向けた取り組み
  - ・ 終活サポートセンター（ずーっとあんしんあらか事業、やすらかパック事業） など
- 「暮らしの困りごと」をなくすための取り組み
  - ・ 生活福祉資金貸付の相談受付 など
- 認知症等を原因とした生活の困りごとの減少に向けた取り組み
  - ・ 日常生活自立支援事業 ・ 法人後見事業 など
- 日常の買い物に困っている買い物弱者をなくすための取り組み
  - ・ 地域が主体となって取り組む買い物支援の仕組みづくりの支援
  - ・ 協力企業・事業所の開拓 ・ 買い物支援ガイドブックの作成・配布 など
- その他
  - ・ ファンドレイジングの推進 ・ 地域包括支援センターの運営 ・ 法人運営 など

詳しくは [こちら](#) ↓ をご覧ください。（事業内容等についての個別のお問合せにはお答えできません。）

福岡市社会福祉協議会ホームページ <https://fukuoka-shakyo.or.jp>